

令和 7 年度中山間地域等直接支払制度活用推進事業仕様書

1 委託事業名

令和 7 年度中山間地域等直接支払制度活用推進事業

2 事業目的

本事業は、農業生産条件の不利な中山間地域での農用地の維持・管理などの活動を支援する「中山間地域等直接支払制度」について、本県の取組状況及び課題を把握・分析するとともに、事業担当者に対する制度内容や活用方法の周知を効果的に行うことにより、より多くの地域で制度が活用されることを目的とする。

3 委託期間

委託契約の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 事業対象経費

人件費（賃金等）、報償費（謝礼等）、旅費（旅費・費用弁償費）、需用費（消耗品費・燃料費等）、役務費（通信費・運搬費等）、使用料及び賃借料（会場使用料・自動車借料等）、委託料（他の団体等へ委託する場合は、事前に協議すること）等を対象とする。

5 業務内容

（1）制度取組状況等に係る実態調査

ア 市町村担当者向け調査

調査対象：県内市町村担当者（現時点で制度に取り組んでいない市町村を含む）

調査方法：ヒアリング（対面またはリモート）

調査内容：制度の取組状況や制度推進にあたっての課題、協定が活動を継続できる体制の構築（ネットワーク化・多様な組織等の参画）や加算措置の適用にあたっての障壁・要望、優良取組事例、協定からのよくある問合せ 等

イ 協定向け調査

調査対象：令和 7 年度に制度に取り組む集落協定及び令和 6 年度廃止協定（411 協定）

調査方法：アンケート（郵送または Web 等）

調査内容：協定の活動現状や課題、今後の協定のあり方（協定が活動を継続できる体制の構築（ネットワーク化・多様な組織等の参画）や加算措置の適用）に係る意向等

ウ 調査報告書の作成

上記調査の結果を集計し、調査報告書を作成する。報告書においては、市町村ごとに取り組状況を分析の上、制度推進上の課題を抽出し、地域の実情やニーズを反映した解決策を提案する。なお、各アンケートデータ等については、DVD 等の電子記録媒体で提出すること。

エ その他留意事項

- ・調査にあたっての調査内容については、受託者が原案を作成し、委託者と協議の上、決定する。なお、調査内容は以下の（２）及び（３）の業務に活用できるものとする。
- ・より効果的な調査方法及び調査内容の設定が可能な場合、受託者から提案することも可能とする。
- ・調査対象から問合せが生じた場合、受託者が適宜、対応するものとする。
- ・その他、事業目的の達成に向けて、必要な業務を実施すること。

（２） 制度活用推進コンテンツの作成

ア コンテンツの作成制度の活用に関わる、本県独自の広報コンテンツを作成し、印刷の上、納品する。

① 徳島県版「制度案内パンフレット」の作成（6,000 部）

制度概要に加え（１）の調査結果を踏まえた、制度の活用方法の提案、県内優良取組事例等を掲載し、本県の実情に即した制度活用を促進するものとする。

1 部：15 ページ程度（両面刷り）

② 徳島県版「新規参入者向け制度広報チラシ」の作成（4,000 部）

制度の基本的な仕組みを分かりやすく説明し、制度への参画を促進するものとする。

1 部：1 ページ（両面刷り）

<作成における主な業務内容>

- ・誌面の企画立案
- ・制作に必要な取材（（１）の調査と兼ねることを可とする）・撮影、原稿作成、デザイン、データ制作業務
- ・取材・撮影・原稿作成にあたって関係者への連絡調整
- ・デザイン版下作成
- ・色校正のチェック等の校正作業

<仕様・企画等>

- ・A4 サイズ・フルカラーにて作成すること。
- ・情報が伝わり易い文章表現や構成、閲覧し易いレイアウトや配色等に配慮して作成すること。
- ・パンフレットについては、表紙及び裏表紙を付けること。
- ・閲覧者に対して、制度への参画意欲を喚起する内容とすること。

イ 納品

- ・アで作成した印刷物（合計 10,000 部）を指定された納品先（各市町村及び県等）に納品するとともに、PDF 等の電子データも併せて提出すること。
- ・電子データの納品にあたっては、DVD 等の電子記録媒体に記録したものを提出するが、制作課程における協議及び確認等のためのデータの提出については、電子メール等での提出を可とする。

ウ その他留意事項

- ・受託者は、企画・制作・納品までに必要な全ての作業工程における制作ディレクショ

ンと進行管理業務を行うものとする。

- ・作成に当たっての掲載内容・デザイン・編集の方針等については、委託者と協議の上、原案を企画し、それらを委託者に提示し、委託者の承諾を得て作成業務に移行するものとする。
- ・成果物については、県や市町村の HP への掲載、集落へ配布等により広く周知し、制度に対する県民理解の醸成に繋げることを想定する。
- ・その他、事業目的の達成に向けて、必要な業務を実施すること。

(3) 地域別担当者向け制度推進セミナー

ア セミナーの開催

各局及び市町村の事業担当者を対象としたセミナーを県民局別（東部農林水産局、南部総合県民局、西部総合県民局）に 3 回対面開催する。開催にあたっては、(1) 及び (2) の業務を踏まえた内容とし、制度の周知を行うとともに、制度の活用方法を提案する。なお、セミナーに併せて、今後の取組検討に資するワークショップや、地域における先進事例視察を催し、県と市町村の連携強化や役割の明確化、担当者における制度の理解促進及び意識向上に繋げるものとする。

イ 実施報告書の作成及び参加者アンケートの実施

各セミナーの資料、議事概要等を整理するとともに、参加者アンケートを実施・分析し、報告書として提出する。

ウ その他留意事項

- ・セミナーの開催日・時間帯・場所は、対象者が参加しやすいものに調整の上、設定すること。
- ・セミナーの内容については、受託者が企画し、委託者と協議の上、決定する。
- ・制度の推進にあたって、より効果的なセミナー内容の設定が可能な場合、受託者から提案することも可能とする。
- ・その他、事業目的の達成に向けて、必要な業務を実施すること。

6 成果品（報告書）の提出

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書（指定様式）と合わせて事業全体の報告書や成果品を提出すること。なお、すべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規程する権利を含む）は、委託者に帰属する。

(1) 提出期限：令和 8 年 3 月 31 日（火）

(2) 提出先：徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課

(3) 提出物

- ・制度取組状況等に係る実態調査報告書 一式（集計前データ、分析結果、調査票等を含む）
- ・地域別担当者向け制度推進セミナー報告書 一式（セミナー資料、議事概要等を含む）
- ・県版「制度推進パンフレット」及び「新規参入者向けの広報チラシ」 一式
（印刷物：広報チラシ 4,000 部、パンフレット 6,000 部 ・電子データ）

- ・その他委託者が指示するもの

7 注意事項

- (1) 本業務に係る全ての経費は委託金額に含まれるものとする。
- (2) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、徳島県と協議の上承諾を得た場合は、業務の一部を委託することができる。
- (3) 受託者は、本業務（再委託した場合も含む。）の履行を通じて知り得た情報を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により徳島県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合にはその賠償の責めを負うものとする。
- (6) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、徳島県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けること。また、適宜進捗状況の報告を行うこと。
- (7) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、徳島県と受託者で協議して決定するものとする。